

建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の許可要綱

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第6項の規定に基づく仮設建築物（同項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物をいう。以下同じ。）の建築の許可については、この要綱により定める基準により行うものとする。

(仮設建築物を建築しようとする者の努力義務)

第2条 仮設建築物を建築しようとする者は、仮設建築物が通常の建築物と使用目的及び敷地の状況等が異なることを踏まえ、第4条に規定する許可の基準を満足するだけでなく、周囲の影響にも配慮した建築計画とするよう努めるものとする。

(許可の期間等)

第3条 仮設建築物の建築の許可は、次の表の（あ）欄に掲げる用途の区分に応じ、（い）欄に掲げる期間とする。また、その位置は（う）欄に掲げる地域に限るものとする。

	(あ)	(い)	(う)
(1)	仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物	興行等に必要と認める期間（1年以内）	第一種低層住居専用地域以外
(2)	建築物の工事を施行するため、その工事の期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物	当該工事に必要な期間	—
(3)	工事を施工するために設ける事務所その他これに類するもの（当該工事の現場から概ね1km以内であるものに限る。）	当該工事に必要な期間	—
(4)	住宅展示場内の展示用住宅その他これに類するもの	1年以内	第一種低層住居専用地域以外
(5)	共同住宅等の販売のためのモデルルームその他これに類するもの	1年以内	—
(6)	宅地又は戸建て住宅の販売のための事務所その他これに類するもの（当該販売の目的となる宅地又は戸建て住宅の敷地が存する事業区	1年以内	—

	域内であるものに限る。)		
(7)	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設、税務署	年末年始、年度末等の繁忙期間	—
(8)	選挙用事務所その他これに類するもの	公示日3か月前から投票日以後1か月以内	—

(許可の基準)

第4条 市長は、仮設建築物の建築の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その許可を行うものとする。

- (1) 当該申請に係る仮設建築物の階数は、2以下であること。
- (2) 仮設建築物の屋根は、法第22条第1項に規定する構造とすること。
- (3) 仮設建築物が法第27条に規定する特殊建築物である場合にあっては、主要構造部を準耐火構造、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第109条の3に規定する構造又は外壁及び軒裏を防火構造とすること。
- (4) 仮設建築物を防火地域内に建築する場合にあっては、当該建築物に係る延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部は防火戸その他の防火設備とすること。
- (5) 仮設建築物を準防火地域内に建築する場合にあって当該仮設建築物の延べ面積が1,500平方メートルを超えるときは、当該仮設建築物に係る延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部は防火戸その他の防火設備とすること。
- (6) 延べ面積が1,500平方メートルを超える仮設建築物である場合にあっては、当該仮設建築物のうち床面積の合計が1,500平方メートル以内の部分ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、政令第112条第16項に規定する構造とすること。
- (7) 仮設建築物のうち火を使用する設備又は器具を設けた室は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。
- (8) 仮設建築物には、当該仮設建築物の主要な出入口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる避難上有効な通路を設けること。
- (9) 仮設建築物を第一種低層住居専用地域の区域内に建築する場合にあっては、当該仮設建築物の高さが法第55条及び法第56条の2の規定に適合すること。
- (10) 仮設建築物を高度地区の地区内に建築する場合にあっては、当該仮設建築物の高さが法第58条の規定に適合すること。
- (11) 来客、従業員、バックヤード等仮設建築物の利用に際し必要な駐車場を確保すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請の内容の一部が同項各号の基準に適合しない場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるときは、仮設建築物の建築の許可を行うことができる。

(添付図書)

第5条 仮設建築物の許可の申請を行う場合における建築基準法施行細則（昭和59年12月26日船橋市規則第77号）第6条第1項に規定するその他必要な資料は、次に掲げる資料とする。

- (1) 申請地に建設を必要とする理由、建築物の概要・使用目的・期間等の説明書
- (2) 緩和を受ける条項を明示した図書
- (3) 防火上、安全上及び衛生上支障のないよう配慮した事項の一覧及び内容説明書
- (4) 安全上必要な構造方法に関する検討書、断面詳細図、構造図及び構造計算書
- (5) 第3条の表（2）項に掲げる建築物については、建替え又は改修工事等の概要、工事計画書、付近見取図及び確認済証の写し
- (6) 第3条の表（5）項に掲げる建築物については、販売する建築物の概要、工事計画書、付近見取図及び確認済証の写し
- (7) 第3条の表（6）項に掲げる建築物については、宅地等の数及び販売計画書
- (8) 期間内に許可を受けた建築物を解体すること及びその用途以外利用しないことを明示した誓約書
- (9) その他、申請内容に応じて特定行政庁が指示するもの

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、同日以後の申請に係る仮設建築物の許可について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、同日以後の申請に係る仮設建築物の許可について適用する。